

札介保(指)第675号
平成18年(2006年)6月23日

各 指定認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)管理者様

札幌市保健福祉局保健福祉部
事業指導担当課長

指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者の
欠員に係る減算について

指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者につきましては、介護支援専門員の配置が義務付けられているところではありますが、この度「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年厚生省告示第27号)の一部改正(平成18年3月29日)により、当該介護支援専門員が配置されていない場合には減算の対象とされたところであります。

つきましては、下記1に十分留意のうえ適正な人員配置に努めてください。

なお、計画作成担当者となるために必要な研修については、先に通知しました「指定認知症対応型通所介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者等が修了すべき研修について」(平成18年6月14日付け札介保第500号・札介保(指)第611号)を参照してください。

また、減算の対象となった場合については届出が必要となりますので、下記2により速やかに届出書を提出願います。

なお、下記1により減算の対象となったにも関わらず、下記2の届出をせずに減算なしで請求された場合、後日返還の対象となりますのでご注意ください。

記

- 1 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号)

第二-1-(8)- 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員及び指定認知症対応型共同生活介護事業所におけ

る計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合についても、同様の取り扱いとする。また、指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取り扱いとする。

2 届出について

(1) 減算になる場合

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 地域密着型サービス事業者用
介護予防支援事業者用
- ・介護給付費算定に係る体制等状況等一覧表
「職員の欠員による減算の状況」欄の「2 介護従業者」に 印をつける。
国保連への請求時には次のことに注意してください
- ・介護給付費単位数等サービスコード表
「算定項目」欄の「介護従業者が欠員の場合×70%」欄に対応するサービスコードを使用する。

(2) 人員基準欠如が解消したとき

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 地域密着型サービス事業者用
介護予防支援事業者用
- ・介護給付費算定に係る体制等状況等一覧表
「職員の欠員による減算の状況」欄の「1 なし」に 印をつける。

担当

札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課

事業指導係 (211-2972)